



コ ー エ ー I N F O R M A T I O N

2008年7月29日

各位

株式会社コーエー

ニンテンドーDS用機器に対する法的措置について

このたび、株式会社コーエー（本社：神奈川県横浜市、代表取締役執行役員社長：松原健二）は、ニンテンドーDS（ニンテンドーDSLiteを含む）で起動するゲーム・プログラムを開発・販売している任天堂株式会社及びその他のソフトメーカー53社と共に、「R4 Revolution for DS」に代表される機器（いわゆる、「マジコン」と呼ばれる機器）に対し、不正競争防止法に基づいて、輸入・販売行為の差止等を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴いたしましたのでお知らせします。

これらの機器により、インターネット上の違法アップロードサイト等から入手した本来ニンテンドーDS上では起動しないはずのゲーム・プログラムの複製物が起動可能となるため、当該機器の輸入・販売等の行為により、当社およびソフトメーカー各社は極めて大きな損害を被っており、到底見過ごすことのできないものです。

当社およびソフトメーカー各社は、このような機器が市場に蔓延することにより、コンピュータゲーム産業全体の健全な育成・発展が阻害されると判断し、同種同等のいわゆる「マジコン」と呼ばれる機器に対して、継続して断固たる法的措置を講じる所存です。

以上

<本件に関する問い合わせ先>

株式会社コーエー

法務課 保坂・桜井

電話番号：045-564-1151